

えびの市人権教育・啓発推進方針
改定版

令和5年（2023年）3月

えびの市

～「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、
共に健やかに安心して暮らせるまち」をめざして～



人権の世紀と言われる 21 世紀も既に 20 年が経過しました。

この間、国内外において人権が尊重される社会の実現に向けて、様々な取り組みがなされてきております。

しかしながら、今なお、私たちの周りには、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者に関する様々な人権問題が存在しています。

近年では、インターネットやSNS等を利用した他人への誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別等新たな人権問題も発生しており、人権問題はますます複雑・多様化してきております。

本市におきましても、「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、共に健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、平成25年に「えびの市人権教育・啓発推進方針」を策定し、この方針に沿って各種施策を実施し、人権教育・啓発の推進に努めてまいりました。

そうした中、国においては、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」等、人権に関する法律が相次いで整備され、国としても人権問題に対する姿勢を明らかにしてきました。

また、国内のみならず、平成 27 年 9 月の「SDGs(持続可能な開発目標)」の国連採択を契機に、更に持続可能で多様性と包摂性のある「誰一人取り残さない」社会の実現は、国際社会全体の普遍的な目標として、各国での取組が進められています。

本市でも平成30年3月に、「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」を県内自治体で最初に制定し、「人権のまちえびの」としての更なる取組の拡充や深化を図っていくこととしております。

今回、このような状況や方針策定から 10 年を経過しようとする中、社会情勢の変化に適切に対応し、令和 3 年実施の「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、市民のみなさんの人権問題に関する意識、現状と課題の把握を行い「えびの市人権教育・啓発推進方針」の改定を行ったところであります。

今回の改定を契機に、今後とも、行政はもとより、市民、事業所、関係団体と連携、協働し、人権教育・啓発の更なる充実に努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、方針の改定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきましたえびの市人権教育・啓発推進懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、ご協力をいただきました関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

えびの市長 村岡隆明

目 次

第1章 方針改定の背景	1
1 国際社会の動向	1
2 国内の動向	1
3 宮崎県の動向	3
4 本市の取組	3
5 市民の人権意識（「人権に関する市民意識調査」）	4
第2章 方針改定の基本的な考え方	7
1 方針の改定	7
2 人権尊重の基本理念	7
3 人権教育・啓発の定義	8
4 方針の性格	8
第3章 人権教育・啓発の推進	9
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
（1）家庭	9
（2）保育所・幼稚園・認定こども園	10
（3）学校	10
（4）地域社会	11
（5）事業所・各種団体等	12
2 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進	13
（1）行政職員	13
（2）教職員	13
（3）社会教育関係者	13
（4）医療・保健関係者	13
（5）福祉関係者	14
（6）その他	14
第4章 分野別施策の推進	15
1 女性の人権	15

2	子どもの人権	18
3	高齢者の人権	21
4	障がいのある人の人権	23
5	同和問題	26
6	外国人の人権	28
7	HIV感染者・ハンセン病患者・新興感染症患者等の人権	30
8	刑を終えて出所した人の人権	32
9	犯罪被害者等の人権	33
10	インターネットによる人権侵害	34
11	性的少数者の人権	36
12	その他	38

第5章	方針の推進	39
1	市の推進体制	39
2	関係機関・団体等との連携	39
3	施策の点検及び方針の見直し	39

資料

・世界人権宣言	40
・日本国憲法（抄）	46
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	50
・「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言に関する決議	53
・えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例	54
・えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱	55
・えびの市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿	56

第1章 方針改定の背景

1 国際社会の動向

20世紀において、人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して昭和20年(1945年)10月に設立された「国際連合」(以下「国連」という。)は、昭和23年(1948年)12月に人権の国際的基準として「世界人権宣言」を採択し、世界の人権擁護の動きは大きく前進しました。

この世界人権宣言の理念を実現するため、国連では「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という。),「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。),「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)など、多くの人権に関する宣言や条約を採択し、各国に人権確立への取組を求めてきました。しかしながら、その後も世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や内戦が多発し、貧困や飢餓、難民など深刻な人権問題の発生が続いてきました。

こういった状況を踏まえ、国際社会全体で人権擁護に取り組む機運が高まり、平成6年(1994年)の国連総会において、平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を採択、すべての国に人権教育を推進する国内行動計画の策定を求め、その最終年である平成16年(2004年)の国連総会では、平成17年(2005年)から「人権教育のための世界プログラム」に取り組むことが採択されました。

平成27年(2015年)9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」は、平成28年(2016年)に正式発効し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際社会全体の普遍的な目標として、その達成に向けた取組が進められています。

2 国内の動向

我が国では、昭和22年(1947年)に、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法が施行され、国連が採択した「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」をはじめ、人権に関する多くの条約を批准し、国際社会の一員として人権擁護の取組が進められてきました。

平成9年(1997年)には、「人権教育のための国連10年」の趣旨を受け、国内行動計画を策定し、同計画により、あらゆる場を通じてあらゆる人を対象に、人権教育が積極的に推進されてきました。

また、人権教育・啓発のあり方、人権侵害の被害者救済のあり方等について検討していた「人権擁護推進審議会」が、平成 11 年(1999 年)に人権教育・啓発の基本的事項について国に答申を行い、これを受けて、平成 12 年(2000 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が施行されました。この法律には、国や地方公共団体の人権教育及び人権啓発に関する責務等が明記され、この法律に基づき、国は平成 14 年(2002 年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権施策の推進を図っています。

我が国固有の人権問題である同和問題については、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」とした昭和 40 年(1965 年)の「同和对策審議会答申」(以下「同対審答申」という。)を踏まえ、昭和 44 年(1969 年)に「同和对策事業特別措置法」が公布・施行され、同和問題の解決に向けて生活環境の整備などの取組が実施されました。この特別措置法は、時限法として、その後、延長、失効、特別措置法制定、失効というような流れを経て、昭和 62 年(1987 年)制定の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)まで続きました。この地対財特法も時限法として過去の特別措置法と同様に、延長や失効を経た後、平成 14 年(2002 年)の失効により、財政上の特別措置による「同和对策事業」は終了することとなりました。

しかし、これまでの特別措置法による生活環境改善等だけで部落差別の問題が解決するわけではなく、その後も差別事象はさまざまな場面や場所で続いていました。

そのため、平成 28 年(2016 年)12 月に、「現在もなお部落差別は存在する」と法律で明確に示し、部落差別のない社会の実現を目的に、国や地方公共団体の責務や相談体制の充実、教育・啓発の推進などを規定した「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が公布・施行され、同法の趣旨を踏まえ、国や地方公共団体での施策の推進が図られています。

さらに、その他の個別の人権問題についても、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律をはじめ、「障害者権利条約」の批准に向けた「障害者基本法」の改正や「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子どもの貧困対策法」という。)が施行されたほか、平成 28 年(2016 年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)、先述の部落差別解消推進法が相次いで施行されるなど、新たな制度や枠組みの整備が進んでいます。

また、世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、

医療従事者等への偏見・差別などの人権問題も発生していますが、令和3年(2021年)には「新型インフルエンザ対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等に対する偏見や差別を防止するため、国や地方公共団体の責務が定められました。

3 宮崎県の動向

宮崎県においては、平成11年(1999年)2月に「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画が策定され、人権という普遍的文化の創造をめざし、一人ひとりが有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策が実施されてきました。その後、平成17年(2005年)に人権教育・啓発推進法に基づき、県行動計画を継承し、同法の趣旨を踏まえた「宮崎県人権教育・啓発推進方針」(以下「宮崎県方針」という。)が策定され、総合的かつ効果的な取組が進められてきました。

その後、平成26年(2014年)には、これまでの成果や課題を検証するとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するため、宮崎県方針の改定が行われ、引き続き取組が進められています。

令和3年(2021年)の「宮崎県犯罪被害者等支援条例」制定など、個別の人権問題への対応も進められる中、令和4年(2022年)には、宮崎県の人権問題全般に係る総括的な考え方を示した「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」が制定されるなど、国の法整備等に加えて、地方公共団体レベルでの規範や方針の整備が進められてきています。

4 本市の取組

本市においては、これまでも人権問題を市政の重要課題として位置付け、その解決に向けて積極的な取組を進めてきました。

なかでも同和問題は、早急に解決しなければならない課題であるとの認識から、生活環境の整備や人権・同和教育及び啓発事業に取り組みながら、平成13年(2001年)12月には市議会において、すべてのえびの市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように部落差別をはじめ一切の差別を許さないことを表明する「部落差別撤廃・人権擁護都市宣言」を決議しました。その後、平成25年(2013年)3月に「えびの市人権教育・啓発推進方針」(以下「方針」という。)を策定し、「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、共に健やかに安心して暮らせるまち」の実現をめざした取組を進めてきました。

平成30年(2018年)3月には、県内で最初の人権に関する基本条例である「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」(平成30年えびの市条例第4号。以下「市人権

条例」という。)を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高め、平和で明るく住みよい地域社会の実現を目指す取組を進めてきました。

令和3年(2021年)12月には、「えびの市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的少数者の方への支援策を講じるとともに、多様な個性を受け入れ、認め合う地域社会の形成を図る取組を進めています。

これらの間、市の最も基本的な地域づくりの目指すべき指針、基本計画として数次の策定・改定がされてきた「えびの市総合計画」において、この同和問題・人権に関しては常に基本的な目標の構成要素や基本施策として位置づけてきました。現行の「第6次えびの市総合計画(令和4年度～令和11年度)」においても、「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、互いに支え合いながら、多様性を認め合い、誰もがいきいきと暮らせるまち」を目指すための施策を掲げています。

このように、人権教育や人権啓発への積極的な取組を進めてきたことで、一定の成果は認められるものの、依然として、誤った知識や偏見による差別意識や様々な人権問題に関する課題は解決されていない現状も確認されており、さらには、これまで顕在化していなかったような新たな人権侵害も発生しています。

社会情勢の変化とともに人権問題も複雑・多様化していることから、まずは「正しい知識として知る・学ぶ」ことはもちろん、市民一人ひとりが自らの問題として、また地域社会全体の問題として行動や態度で示していく姿勢が、これまで以上に求められています。

5 市民の人権意識（「人権に関する市民意識調査」）

(1) 調査の概要

方針改定に際して、過去に2回(平成24年度・29年度)実施している「人権に関する市民意識調査」を実施し、過去の調査結果との比較検討、市民の人権意識の変化等の把握に努め、方針改定の基礎資料とするものです。

調査は、18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人を対象に、郵送で調査票を配布し、返信用封筒による回答又はWeb上で回答する方式により、令和3年(2021年)10月11日から10月29日までの期間で実施しました。

(2) 調査の結果等

調査対象2,000人に対し、回答は556人(27.80%)で、前回(平成29年度)の580人(29.00%)、前々回(平成24年度)の647人(32.35%)のいずれも下回る回答率となりました。市民の人権意識に関して、一定程度の傾向を把握するには最低限の回答率として捉えているものの、

調査の方法等について、今後の大きな課題であると認識したところです。

今回の調査結果として特徴的な事項を、以下に示します。

①人権全般について

ア 人権への関心

「人権とは、人が生まれながらにして持っている権利です。人権や差別問題に関心を持っていますか。」の質問に対し、「かなり・ある程度関心がある」とした「関心派」は全体の7割を超えていますが、前々回、前回の調査結果と比べてみると、「関心派」の比率は79.9%→78.4%→75.9%と減ってきており、一方「無関心派（あまり関心がない・関心がない）」は17.3%→18.9%→22.5%と増えてきている結果となっています。市民の約2割の方が人権への関心がない状況となっており、危機感をもって啓発等を進める必要があります。

イ 関心のある人権問題

関心がある人権問題としては、「障がい者の人権(47.8%)」、次いで「女性の人権(37.2%)」、「子どもの人権(34.7%)」となっています。また「新型コロナウイルス感染症に関する人権」も34.2%と高い比率となっています。前々回、前回と比較して特徴的なものとしては、過去の調査では上位にあった「高齢者の人権」が49.8%、41.6%から33.6%に減ったこと、一方、「インターネットによる人権侵害」が19.0%、23.6%から34.0%に、「(関連項目を合わせた)性的少数者の人権」が、12.4%、17.6%から30.0%に、それぞれ大幅に増えてきていることなどです。

ウ 人権問題に関する相談窓口

「今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」の質問に対し、「ある」と答えた方は22.3%となっています。そして「人権侵害を受けたとき、どうしましたか」の質問に対し62.1%が「黙って我慢した」と回答されています。

また、「人権問題に関する相談窓口として、どのようなものを知っているか」の質問に対して「市社会福祉協議会の心配ごと相談」が38.1%、「市社会福祉協議会の無料法律相談」が33.6%、「警察署」が31.1%、「市人権啓発室」が30.2%と3割を超えている一方、「市女性相談所」が18.9%、「人権擁護委員による特設人権相談所」が7.9%、「サポートセンターえびの」が7.7%など、人権擁護のために設けている相談窓口や相談機会が逆に認知されていないという結果となっており、より効果的な広報・啓発の方法などの検討が必要です。

エ 人権に関する法律や条例

先述のとおり、人権問題に関しては、ここ数年のうちに様々な法律が制定され、えびの市

においても県内初の人権条例である「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」を制定するなど、法整備や例規整備がなされています。しかしながら、「あなたは次の人権に関する法律や条例を知っていますか」の質問に対して、最も多かった回答は「人権に関する法律や条例ができたことを知らない」の32.0%であり、「障害者差別解消法」が19.4%、「ヘイトスピーチ解消法」が16.4%、「部落差別解消推進法」が21.6%、「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」が16.0%など、市民への理解・認知が進んでいない結果となっており、やはり、効果的な広報・啓発への検討が必要となっている状況です。

②個別分野・項目の人権意識について

人権にかかわるさまざまな問題について、市民意識調査の中で項目建てた個別分野での人権問題に関しては、後述の第4章の各分野別施策の推進において「現状と課題」として特徴的な調査結果等を記載します。

項目としては、「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「障がいのある人の人権」、「同和問題」、「外国人の人権」、「H I V感染者・ハンセン病患者・新興感染症患者等の人権」、「刑を終えて出所した人の人権」、「犯罪被害者等の人権」、「インターネットによる人権侵害」、「性的少数者の人権」などです。

第2章 方針改定の基本的な考え方

1 方針の改定

市では、平成12年(2000年)に制定された人権教育・啓発推進法に基づき、平成25年(2013年)3月に方針を策定し、行政はもとより、市民、事業所、関係団体等共に連携、協働し、人権教育・啓発推進に取り組んできました。

しかしながら、策定から10年が経過し、社会経済情勢の変化、インターネットの急速な普及に伴い、人権問題はますます複雑化、多様化の傾向にあります。

平成28年(2016年)には障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など、差別解消のための法律が相次いで施行されたことなどを踏まえ、本市においても、あらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高めるため、平成30年(2018年)に市人権条例を施行しました。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する市民意識調査」(以下「意識調査」という。)では、「人権や差別問題に関心をもっていない」と回答した人の割合が全体の2割、市が実施する研修会等に「参加したことがない」と回答した人が全体の7割で、どちらも過去2回の調査と比較して増加しており、人権に関心を持ってもらえるような人権教育・啓発の取組が必要です。

このような状況を踏まえ、これまでの方針を継承しつつ発展させ、新たな人権課題に対応するため、今後の人権施策のあり方を示すものです。

2 人権尊重の基本理念

人権とは、すべての人が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものである(第11条、第97条)とされ、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(第13条)と法の下での平等及び差別の禁止(第14条)という包括的な規定と様々な人権の個別、具体的な保障規定の中に明文化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、市民相互の間においても尊重されるべきものです。

すなわち、一人ひとりが、自らの人権を主張し、行使するに当たって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが日常生活の中で自然に態度や行動に現れるようになることが大切です。

3 人権教育・啓発の定義

人権教育・啓発推進法において、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。また、人権教育及び人権啓発は「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」とあります。この法の定義に基づき、人権教育・啓発に取り組むものとしします。

4 方針の性格

この方針は、本市の人権教育・啓発の推進に当たって、次の性格を持つものとしします。

- (1) 人権教育・啓発推進法及び市人権条例並びにえびの市総合計画の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。
- (2) 人権問題の現状や課題、取組などを明らかにし、本市の実情に即した人権教育・啓発を推進していくための方向性を示すものです。
- (3) 関係機関をはじめ、企業、各種団体等においても、この方針を踏まえ、それぞれの主体性のもとで自主的な取組が実施されることを期待するものであり、その取組の支援を図るものです。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことを目指して、より効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

(1) 家庭

【現状と課題】

家庭は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などを育む上で、極めて重要な役割を担っています。なかでも、人権感覚を養う上で、幼少期の家庭での遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、基本的な社会ルールを覚えさせていくことが大切です。

しかし、近年、核家族化の進展や地域連帯意識の希薄化、ひとり親家庭の増加、経済格差の拡大に伴う貧困率の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、育児不安の広がり、過保護や過干渉、放任といった家庭の教育上の問題が指摘されています。

また、家庭内においては、子どもや高齢者への虐待、さらには配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス「DV」)などの様々な人権問題が生じており、人間形成における家庭の機能の維持、充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 家庭教育はすべての教育の出発点です。差別をしない、許さないという姿を子どもたちに示すことができるよう家庭教育に関する保護者の学習の場を提供し、大人も子どもも共に人権感覚が身につくように努めます。
- 子育てに不安や悩みを抱える家庭からの相談事業や支援体制の充実に努めます。さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害を未然に防ぐために、学校や警察などの関係機関や地域との連携を図り、適切な支援の実施に努めます。
- 高齢者虐待の未然防止や早期発見、早期対応のため、居宅介護支援事業所や警察などの関係機関や地域との連携を図り、支援体制の整備を図ります。
- 家庭内では、固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が共に協力し合える男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりを図るため、啓発活動の充実に努めます。

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園

【現状と課題】

保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間関係の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所・幼稚園・認定こども園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、保育・教育に携わるすべての人が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要なことから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

【施策の方向性】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であるため、友達との遊びの中で人権を大切にする心を育むことができるよう、教育活動の推進に努めます。
- 保育・教育に携わるすべての人が、豊かな人権意識を持って保育・教育活動が実践されるよう、人権教育の推進に努めます。

(3) 学校

【現状と課題】

学校教育においては、学校の主体性や中立性を堅持しつつ、子どもたちの発達の段階に十分配慮し、それぞれの教育活動を通じて、人権尊重の意識を高められるような教育を行うことが大切です。

本市においては、これまで「えびの市人権・同和教育基本方針」を定め、同和教育問題をはじめとする人権問題について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現をめざし、教育・啓発活動を進めてきました。

また、学習指導等支援教員を配置するとともに、関係機関や団体、えびの市人権教育推進協議会、西諸地区同和教育研究協議会とも連携し、各学校の人権・同和教育の充実に努めています。

学習したことが知的理解にとどまり、行動として身に付いていないということがないように、これまでの成果を生かしながら、教育実践を中心とする人権教育を通して、子ども達の人権の重要性を認識し、真に差別をなくしていく意思と実践力が身に付くような教育の推進が必要です。

【施策の方向性】

- 学校教育では、児童生徒の発達の段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うための指導を充実します。
- 地域学校協働活動事業等を通して、地域と学校と家庭が連携し、社会性や豊かな人間性を育むための体験活動の機会の充実に努めます。
- 人権・同和教育を積極的に推進するために、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意思と実践力を持った指導者の育成や研修の充実に努めます。
- 人権についての基本的認識を深めるため、教職員の研修体制を充実します。

(4) 地域社会

【現状と課題】

地域社会には、家庭とともに、お互いの人権を尊重する意識や他者に対する思いやりの心を育む役割があります。人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを再認識し、家庭と学校、地域社会が連携して、多様な学習機会や学習情報の提供、生涯学習の振興のために行われる各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが必要です。

その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において人権上問題のある出来事に接した際に人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚の高揚を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 社会教育においては、各種学級・講座、研修会において、人権学習の契機を促したり提供したりする等、人権が一人ひとりの身近な問題であるとの認識を深め人権感覚の高揚に努めます。
- 「人権啓発強調月間」や「人権週間」などに合わせて、人権を考える市民のつどいやパネル展の開催、広報紙での啓発、街頭活動など様々な啓発活動を行います。

(5) 事業所・各種団体等

【現状と課題】

事業所や各種団体等は、社会を構成する一員であり、従業員、取引先、消費者、会員、地域住民など多くの人々と関わって活動をしており、人権問題への積極的な取組が重要視されています。

本市においては、えびの市人権同和问题啓発推進協議会主催による講演会や研修のほか、人権セミナー等への参加、あるいは自主研修を実施する際の講師料助成を行いながら、人権意識の高揚を図っています。

事業所や団体等は、地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、事業所や団体等の発展につながるといった認識を定着させることが必要です。

【施策の方向性】

- 市内の事業所、各種団体、行政機関等で構成されたえびの市人権同和问题啓発推進協議会への加入促進を図り、県・関係機関等と連携しながら、より効果的・広域的な教育・啓発を推進します。
- 各事業所・団体内における人権教育・啓発の取組を促進するため、啓発や研修内容の助言、情報提供に努めます。
- 事業所に対して、「男女雇用機会均等法」「高齢者雇用安定法」「障害者雇用促進法」など法制度を周知するとともに、採用に当たっては、差別のない公正な選考・採用が行われるよう啓発に取り組みます。

2 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、次に掲げる人権にかかわりの深い特定の職業従事者に対する人権教育・啓発を強化し、その人権意識の高揚を図る必要があります。また、単に人権教育の研修の内容や情報が受講者だけにとどまることなく、広く職場や関係者の間で共有されるよう推進します。

(1) 行政職員

人権に配慮した行政を推進するためには、行政職員は常に人権の視点に立って、職務を遂行することが求められています。特に、市職員は、人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において、適切な対応を行わなければなりません。

職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるよう、また、日常業務や生活を通じて市民への啓発ができるよう、研修を更に充実させるとともに、市民の模範となるような人権意識の高揚に努めます。

また、行政職員は市民等への啓発を行う立場であることを踏まえて、業務上の文書、図画、刊行物、ウェブサイトや SNS などにおける文言や表現、内容等については、十分な確認や検討を行い、とりわけ要配慮個人情報^{*1}やその他の門地・出身地等のプライバシーに係る機微情報（センシティブ情報）^{*2}の取扱いについては慎重な確認を行い、あらゆる人の人権が侵害されることのないよう適切に対応します。

(2) 教職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職務を自覚し、人権感覚を高めながら、児童生徒の発達の段階に応じて人権教育を推進することが求められています。

このため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法の充実のため、体験型の学習を取り入れるなど研修内容の工夫改善を行い、教職員の資質向上と指導力の強化に努めます。

(3) 社会教育関係者

社会教育指導員等の社会教育関係者は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、市民の人権意識の一層の高揚を図るための研修等の充実に努めます。

(4) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師等の医療・保健関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセント^{*3}の徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このため、医療・保健関係者に対し、人権意識の一層の高揚を図るための研修等の充実に努めます。

(5) 福祉関係者

民生委員・児童委員、家庭相談員、母子・父子自立支援員、社会福祉施設職員、ケアマネージャー、ホームヘルパー等の福祉関係職員は、高齢者や障がいのある人、子ども等の生活相談や介護業務に直接関わっており、職務の遂行に当たっては、プライバシーや人権尊重に配慮した行動が求められています。

本市では、市などが主催する研修会への参加など、施設職員や福祉関係職員の研修機会の確保に努めていますが、今後ますます、人権感覚が求められていく方向にあることから、各種研修において、人権教育を推進するとともに、福祉関係事業所が人権研修を積極的に取り組むよう支援します。

(6) その他

自治会長など地域住民との関わりの深い人々への人権教育・啓発の推進に努めます。また、職務上の人権擁護についての理解と認識が必要とされる市議会議員、各種行政委員、審議会委員などに対する人権教育の推進を働きかけます。

〈用語の解説〉

*1 要配慮個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

*2 機微情報（センシティブ情報）

要配慮個人情報の他、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（要配慮個人情報に該当するものを除く。）等に関する情報

*3 インフォームド・コンセント

医師が患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて、十分に、かつ、わかりやすく説明をし、その上で治療の同意を得ることをいいます。

第4章 分野別施策の推進

人権教育・啓発を推進し、一人ひとりの人権が尊重され、真に豊かでゆとりのある社会を育んでいくためには、今日特に重要となっている人権問題に対して、地域の実情に応じた効果的な施策を重点的に展開していく必要があります。

このため、重要課題として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者・新興感染症患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者等の人権問題を取り上げ、積極的な推進を図ります。

1 女性の人権

【現状と課題】

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、昭和60年（1985年）には、「女子差別撤廃条約」を批准し、男女平等参画社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

また、平成11年（1999年）に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、我が国の21世紀を決定づける最重要課題として位置付けられ、基本理念の一つとして男女の人権の尊重を掲げています。

平成27年（2015年）には、働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

本市においても、平成21年（2009年）に「えびの市男女共同参画推進条例」を制定し、「女性活躍推進法に基づく市推進計画」を盛り込んだ「第3次えびの市男女共同参画基本計画」を平成31年（2019年）に策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組策を展開しています。

女性に対する暴力に関しては、平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定（令和元年（2019年）改正）など立法的な措置が図られました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に伴い女性の割合が高い非正規労働者の雇止めやDVの増加、女性の自殺増加など女性を取り巻く状況は深刻化しています。

本市では、平成18年（2006年）に「えびの市女性相談所」の開設、平成31年（2019年）に「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、暴力を許さない、誰もが安心して暮らせる社会をめざし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を展開しています。

しかしながら、このように法令や制度が整備されても、固定的な性別役割分担意識やそれ

に基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っていることから、女性が不利益を被ったり十分な活躍ができなかつたりする現状があります。

意識調査によると、これまでの取組により一定の成果はみられるものの、性別による人権侵害について「男女の固定的な役割分担意識がある」の回答が約4割となっていることから、男女の不平等感や固定的性別役割分担意識が根強く存在していることが伺えます。

このようなことから、男女平等を推進する学習や教育の充実を図るとともに、方針決定過程への女性の参画の促進や女性に対する暴力の根絶、男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現など女性の権利及び男女共同参画の推進をめざして、市民と協働した様々な取組が必要です。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の視点に立った教育及び生涯学習等の推進

- 学校教育においては、あらゆる教育活動において固定的な男女の役割分担意識をなくし男女の人権を尊重する、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。また、幼児・児童生徒の自尊感情とコミュニケーション能力の育成を重視した取組を行うとともに、教職員・保護者への研修、啓発に努めます。

- 男女が共に主体的に地域活動やボランティア、生涯学習等に参画することで、地域力が向上するよう努めます。

(2) 女性の人権を尊重し、共同参画を推進する活動等の支援

女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な男女の役割分担意識の是正を図るなど一人ひとりの人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識形成を促進するため各種啓発活動を展開し、家庭・地域・職域などあらゆる分野で市民の自主的な活動や学習を支援します。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市の審議会などへの女性の登用や女性職員の管理職への登用を推進するなど市が率先して取組を進めるとともに、事業者や各種団体などと連携・協力し、あらゆる分野において女性の参画を促進するよう啓発を行います。

(4) 雇用の場における男女共同参画のための推進

雇用の分野において、男女が均等な機会の下で活躍できるよう「男女雇用機会均等法」等の周知を図るとともに、男女が仕事と家庭生活・地域活動などを両立させ生涯を通じて安心して働き生活できるよう市民・事業者双方の意識啓発を推進します。

(5) 女性に対するあらゆる暴力への対応

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント*4、ストーカー行為*5など女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、その根底には女性の人権に対する軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発や教育を推進します。

また、DV対策については関係機関と連携し、被害者の相談・保護・自立支援体制の充実はもとより、若年層を対象とした啓発活動など防止に向けた取組を行います。

(6) 相談体制の充実と周知

女性の人権問題の解決を図るため、「えびの市女性相談所」の周知を図り、相談者に対し助言や情報提供を行うとともに、関係機関との連携・協力を図り相談体制の充実に努めます。

〈用語の解説〉

*4 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動(嫌がらせ)を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることです。

*5 ストーカー（行為）

ストーカーとは、特定の人に対して、執拗につきまとい等の行為を行う人のことをいいます。ストーカー行為とは、典型的には、特定の異性に対して、好意あるいは怨念を抱いてつきまとい等の行為を繰り返すことをいいます。

2 子どもの人権

【現状と課題】

日本国憲法では、基本的人権の尊重を基本理念のひとつに掲げており、児童憲章、児童福祉法、教育基本法など、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などについて、基本原則や理念が示されています。

平成元年(1989年)、子どもを保護される対象(客体)から自ら権利を行使する主体へと、子ども観を転換し、その上で、子どもの権利について定めた「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、平成6年(1994年)、我が国も批准しました。

平成11年(1999年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律」、令和3年(2021年)には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が制定されるなど個別立法による対策も行われてきました。

しかし近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化が進行するとともに、子どもの虐待、貧困問題等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。その他にも、いじめ、不登校、引きこもり、自殺、体罰、ヤングケアラー問題など子どもの人権を巡る様々な問題が全国的に発生しています。

そのような中、平成24年(2012年)に「子ども・子育て支援法」、平成25年(2013年)に「子どもの貧困対策法」、令和4年(2022年)6月には子ども施策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」及び「こども家庭庁設置法」が制定されました。

本市においては、令和2年(2020年)には“元気で思いやりのある子を育てるまちえびの”をめざし「第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、学校、地域、行政など社会全体が一体となった子育て支援に取り組んでいます。さらに、令和3年(2021年)には「第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、親から子へと「貧困の連鎖」につながらないように様々な取組を進めています。

意識調査によると、子どもの人権について約6割の人が「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待」について問題があると回答しており、近年における全国的な虐待問題への関心の高さがうかがえます。

また、令和3年(2021年)の全国における児童相談所の虐待対応件数は、最多の約20万7千件で年々増加しています。その内、約6割が身体的虐待となっています。

そのような中、本市では「えびの市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等早期発見及び適切な保護や支援に努めています。

子どもの人権については、ひとりの人間として子どもの人権を認め、事象に応じた教育を講じていく必要があります。あわせて地域社会全体でこれらの問題の解決に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 子どもの権利に関する教育・啓発の推進

子どもを自ら権利を行使する主体として最大限に尊重されるよう、子どもに対して「子どもの権利条約」についての周知・啓発など、子どもの権利について意識を高め、正しく理解できるよう教育・啓発活動に取り組みます。

(2) 幼児・児童生徒への人権教育等の推進

- えびの市人権同和教育基本方針に沿って、生命を大切に作る心を基本に、自尊感情を養い、他人を思いやる心を育むため、幼児・児童生徒の発達段階や実態に応じた教育活動を行います。
- 子どもの成長発達に大きな影響を与える立場にある教職員については、人権に関する様々な現代的課題及び歴史的な経緯についての正しい理解に努め、参加体験型学習など多様な学習の指導法を習得し、指導力の向上を図ります。

(3) 児童虐待防止の取組

- 「えびの市要保護児童対策地域協議会」を効率的に機能させ、児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に取り組みます。また、児童虐待の早期発見には周囲からの通告など地域住民の協力が不可欠であることから、市民や民生委員児童委員協議会などの関係機関を対象に児童虐待防止への理解を深める啓発に努めます。
- 虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、こども課や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行います。

(4) いじめ問題への対応

命と人権の大切さについて啓発を行うとともに、市の関係機関及び団体や市民の連携・協力のもといじめの防止に努めます。あわせて、いじめの兆候をいち早く把握し、いじめ問題に迅速に対応していきます。パソコンや携帯電話のネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」については、情報モラル*6、情報安全教育を推進します。

(5) 障がいのある幼児・児童生徒への支援

障がいのある幼児・児童生徒と障がいのない幼児・児童生徒が遊びや生活体験を通じて理解を深め合い、人間性豊かな成長をめざす教育、保育を推進します。あわせて、学校においては、副読本の活用、福祉体験活動やボランティア体験活動などでの実体験を通して、共に生きる社会をめざす福祉教育を推進します。

また、発達障がい*7などを早期に発見し、療育するとともに、発達の段階に応じた相談・支援を行います。さらに、障がいのある幼児・児童生徒の自立と社会参加に向けて、学校内の支援体制を確立するとともに、関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいに応じ

た特別支援教育*8を推進します。

(6) 子育て支援の推進

子育て世代が安心して子育てができるよう、情報提供や訪問事業、相談体制の充実を図ります。

(7) 相談体制の充実と周知

- スクールカウンセラー等の配置や教育相談など、いじめや不登校、親子関係といった子どもの悩みを積極的に受け止められるよう相談体制の充実に努めます。家庭での育児や子育ての悩みに対して、関係機関との連携を図りながら保護者などに対する相談・支援を進めます。
- 家庭相談員を配置し、いじめや不登校、親子関係といった子どもの悩みを積極的に受け止められるよう相談体制の充実に努めます。家庭での育児や子育ての悩みに対して、関係機関との連携を図りながら保護者などに対する相談・支援を進めます。
- 「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」による相談について、法務局や人権擁護委員と連携して周知に努めます。

〈用語の解説〉

*6 情報モラル

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、適切な手続きによる情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識、また、情報発信においてはプライバシーの保護、情報発信に伴う責任、セキュリティーの配慮など。

*7 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。

*8 特別支援教育

従来の障がい児教育の対象だけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために行う指導・教育です。

3 高齢者の人権

【現状と課題】

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸びに伴い、世界にも例のない速さで高齢化が進んでおり、本市においても、団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となる令和7年(2025年)には「本格的な超高齢化社会」が到来すると見込まれています。

こうした状況の中、核家族化などにより、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加により要介護高齢者、認知症高齢者など日常生活に不安を抱える高齢者が増加しており、介護問題や地域社会からの孤立などの深刻な問題となっています。

また、身体的・心理的・経済的・介護放棄などの高齢者虐待が発生している現状があり、平成18年(2006年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、本市においてもえびの市地域包括支援センターがえびの市高齢者虐待防止連絡協議会を設置し、関係機関と連携しながら、早期対応を図るとともに高齢者やその家族を支援する取組を行っています。

さらに、令和3年(2021年)には、「第8期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、人と地域がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な地域の実現に向けた取組を進めています。

意識調査によると、高齢者の人権で特に問題があると思うことは、「悪徳商法や振り込め詐欺などの被害者が多い」(38.1%)が最も高く、次いで「経済的に自立が難しい」(36.2%)などの、生活面での不安が問題となっています。

高齢者の人権問題については、市民一人ひとりのその人らしい生き方、住み慣れた地域で暮らし続けることをいかに保持していけるかという広い観点からの取組が必要と考えられます。

【施策の方向性】

(1) 啓発活動の推進

高齢者の人権について市民の認識と理解を深めるとともに、認知症等により判断能力の低下している高齢者の権利擁護について、誰もが自分にも起こり得る問題として捉え、住み慣れた地域で、安心して自立した生活を継続して営むことができるように、支え合いながら支援していくことの重要性の啓発を行います。

(2) 共に生きる社会を目指す福祉教育の推進

学校などにおいて、高齢者との出会いや交流の機会、また、道徳科における教材の活用、総合的な学習の時間などにおける福祉体験活動やボランティア体験活動を通して、共に生きる社会をめざす福祉教育を推進します。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

認知症等により判断能力が低下した高齢者の権利擁護のため、成年後見制度*⁹について、中核機関「にしもろ地区権利擁護推進センター“つなご”」と連携し、同制度の周知啓発及び相談支援を行います。高齢者虐待については、居宅介護支援事業者等と情報共有を図り、早期発見・未然防止に努め、虐待案件として判断した場合は、高齢者及び養護者の立場に配慮し、警察等の関係機関と連携しながら、適切かつ迅速な対応を行います。

(4) 高齢者の社会参加、生きがいづくり、就労のための支援

高齢者クラブ活動は、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場として果たす役割が大きく、引きこもり防止策としても重要な取組となっているため、取組内容の周知や会員拡大を支援します。シルバー人材センターについては、定年延長や継続雇用制度の定着により会員数の減が見込まれるが、高齢者の増加に伴い高齢者の働く場と生きがいづくりが重要になっていくため、高齢者の就労や社会参加を支援します。

(5) 相談体制の充実と周知

高齢者に関する総合相談窓口として、えびの市地域包括支援センター及び市内4事業所に委託している在宅介護支援センターがあります。権利擁護・成年後見制度については、二次相談窓口として、中核機関「にしもろ地区権利擁護推進センター“つなご”」があり、これらの機関の業務内容等の周知に努めます。

〈用語の解説〉

*⁹ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度です。

4 障がいのある人の人権

【現状と課題】

国連では、平成 18 年(2006 年)に障がいのある人の差別を禁じた「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成 26 年(2014 年)に批准しました。これに伴い、平成 28 年(2016 年)障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取扱の禁止、国や地方公共団体等に合理的配慮^{*10}を提供することが義務付けられました。

また、障害者権利条約の締結に先立ち、平成 23 年(2011 年)に「障害者基本法」の改正、平成 24 年(2012 年)には、障がいのある人に対する虐待防止のための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)など法制面での整備が進められてきました。この障害者虐待防止法により、平成 24 年(2012 年)に福祉事務所に「えびの市障害者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に対応する体制の整備を図ったところです。

本市における障害者手帳所持者は、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在で身体障害者手帳 1,267 人、療育手帳 206 人、精神障害者保健福祉手帳 114 人 計 1,587 人で、本市の人口の約 1 割の人が障害者手帳を所持しており、そのうち、約 8 割の人が身体障害者手帳を所持しています。

平成 30 年(2018 年)には、手話は言語であるとの認識に基づき、すべての市民が手話に対する理解を深め、共に支え合う地域社会を実現するため「えびの市こころをつなぐ手話言語条例」を制定しました。

また、障害者基本法に基づく市町村計画として、平成 30 年(2018 年)に「第 5 期えびの市障がい者計画」、令和 3 年(2021 年)には「第 6 期えびの市障がい福祉計画」及び「第 2 期えびの市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスの提供体制の確保に取り組んでいるところです。

意識調査では、障がいのある人の人権について「働く場所や働く機会が少ない」(42.4%)という雇用の面や「建物の階段や道路の段差など、障がいのある人に配慮された街づくりがされていない」(42.3%)というバリアフリー^{*11}整備に関する面や「障がいのある人に対する人々の理解が不十分である」(32.9%)という理解の面での問題の関心割合が高くなっています。

障がいのある人が地域の中で暮らしていく上では、いまだ物理的または心理的に様々な障壁が存在し、その自立と社会参加が阻まれている状況があります。

障がいのある人の人権については、ノーマライゼーション^{*12}やユニバーサルデザイン^{*13}といった理念に対する理解の促進とともに、地域において自立と社会参加を促す教育・啓発が必要です。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

- 障がいのある人を取り巻く環境などについて正しく理解し、必要な配慮について理解を深めることができるように、あらゆる機会を活用しながら啓発活動に努めます。
また、障がい者団体の活動を支援し、積極的な周知に努めます。
- 障がいのある人を理解するための福祉体験活動を積極的に取り組み、思いやりのある心を育むための福祉教育の充実を図ります。

(2) 社会参加及び自立支援

障がい者団体による自主的な活動を支援します。地域住民との交流の機会の充実を図り、障がいのある人が社会に参加する機会の拡充に努めるとともに、障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し福祉サービスの質の向上を図ります。
また、引き続き就労に向けた訓練の場の提供や相談支援に取り組みます。

(3) バリアフリーの推進

公共施設等の整備において、関係法令に基づき、バリアフリー化に努めます。また、障害者住宅改造補助金について周知に努めます。

(4) 障がい者虐待防止への対応

障がい者虐待の通報窓口として設置している「えびの市障害者虐待防止センター」において障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見、早期対応、継続した支援を行います。
また、障がい者虐待の早期発見には市民一人ひとりが認識して小さな兆候を見逃さずに気づくことが大切なことから、障がい者虐待防止への理解を深める啓発に努めます。

(5) 相談体制の充実と周知

障がいのある方やその保護者、または障がいのある人の支援を行う介助者などからの相談に応じ、障がいのある人の権利擁護や自立のために必要な支援や助言を行う「にしもろ基幹相談支援センター」について広く周知を図ります。

〈用語の解説〉

*10 合理的配慮

障がいのある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要とする意思が伝えられたときに、過重な負担とならない範囲でできる対応をすることです。

*11 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差など障がいを取り除くことです。

*12 ノーマライゼーション

障がいの有無や年齢に関係なく、すべての人が同じ社会の中で普通の暮らしができる社会がノーマル（普通）であるという考え方です。

*13 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」という意味です。年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることです。

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に基づく、我が国固有の人権問題です。同和地区出身という理由で結婚や就職等において不当に差別されるなど、基本的人権が侵害される重大な問題です。

昭和40年(1965年)の同対審答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識を明示しました。そして、昭和44年(1969年)には、「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後の「地域改善対策特別措置法」や「地対財特法」により様々な施策が講じられてきました。その後、平成14年(2002年)3月末に同和対策事業に係る国の特別対策事業が終了し、その後は一般施策の中で問題解決を図ってきましたが、現在もなお部落差別が存在していることや、情報化の進展により部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、国や地方公共団体の責務などを規定した部落差別解消推進法が平成28年(2016年)に施行されました。

本市においても、同和問題を重要課題と位置づけ、昭和52年(1977年)に同和対策室(現在の人権啓発室)を設置し、以来、教育集会所^{*14}の建設や道路整備などの生活環境の改善に取り組んできました。

昭和59年(1984年)には、同和問題への理解と認識を深めるための行政機関、事業所、民間団体等で構成する「えびの市人権同和問題啓発推進協議会」を設置し、講演会や研修会の開催、啓発資料の作成・配布など様々な啓発活動を積極的に展開するなど同和問題の解決に向けた人権意識の高揚に努めています。

えびの市議会では、部落差別とあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組むことの必要性を認識し、平成13年(2001年)12月議会において、「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言を決議しました。

さらに、平成30年(2018年)3月には、えびの市民の人権擁護の意識を高め、あらゆる差別をなくし人権を守る平和で明るく住みよい地域社会の実現を目指して県内初であるえびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例を制定しました。また、人権・同和教育においては、「宮崎県人権同和教育基本方針」、「えびの市人権・同和教育基本方針」に基づき「部落差別の現実から学ぶ」姿勢を基本として、すべての学校や地域社会において、人間の尊厳、人権の尊重を基調とする教育活動を積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、いまだに差別事象が発生するなど、差別意識の解消という点では今なお課題を残しています。

意識調査によると、8割を超える人が同和問題について、「知っている」、「聞いたことがある」と回答していますが、現在、起きていると思う人権問題について、「結婚に周囲が反対する」(31.5%)、「差別的な発言」(18.2%)、「結婚や就職などの際に身元調査が行われる」(16.0%)が上位にある一方、4割を超える人が「わからない」、「特に問題はない」と答えています。

同和問題や部落差別等といわれる問題があることは認識していますが、現在も続いている

問題としての意識が低下していることが強く懸念されます。

また、同和問題についてどのように考えるかについては、「基本的人権に関する問題であり、市民一人ひとりが取り組む問題である」と答えた人が 23.2%、「そっとしておけば自然になくなる」と答えた人が 9.5%という結果になっています。同和問題（部落差別）に対する無関心や誤った知識・偏見は、差別意識を助長する原因にもなります。同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう啓発活動を一層進める必要があります。これまでの取組の経緯と成果を踏まえ、差別意識の解消に向けたより積極的な教育・啓発活動に取り組むことが大切です。

【施策の方向性】

(1) 人権を尊重する教育の推進

児童生徒に対して同和問題に対する正しい認識や、同和問題を自分の問題として捉え正しく判断し、行動していこうとする態度を養うとともに、人権という普遍的な価値に立脚した、すべての人の基本的人権を尊重していく教育活動を推進します。

(2) 差別意識の解消に向けた啓発の推進

行政機関、事業所、民間団体等で構成する「えびの市人権同和問題啓発推進協議会」や「えびの地区部落解放共闘会議」などの関係機関と連携し、同和問題に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動を推進します。

(3) えせ同和行為の排除

えせ同和行為^{*15}は、同和問題に関する誤った認識を植え付けるなど同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっているため、関係機関と連携し、啓発・排除に努めます。

〈用語の解説〉

*14 教育集会所

同和問題の解決を促進するため、人権・同和教育の充実、生活の改善等を行う社会教育施設で、市内に2ヶ所設置されています。

*15 えせ同和行為

同和問題を口実として行われる不当な要求などの行為をいいます。このような、えせ同和行為自体は、同和問題に対する啓発や差別をなくそうとする運動とは無関係ですが、同和問題の解決への道を妨げる一因になっていると指摘されています。

6 外国人の人権

【現状と課題】

我が国は、国際化の進展に伴い、日本に暮らす外国人が年々増加し、令和3年(2021年)末現在における外国人登録者数は194か国270万人を超えており、国籍も多様化する傾向にあります。

また、平成31年(2019年)4月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人労働者の受け入れが今後さらに拡大すると予想されます。

こうした中、地域社会においては、言語、宗教、習慣、価値観等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が生じています。例えば、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会問題となっています。こうした行為は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするだけでなく、人々に不安感や憎悪感を与えることにもつながります。

平成28年(2016年)には、ヘイトスピーチ解消法が施行され、地方公共団体は地域の実情に応じて、相談体制の整備や教育の充実、広報その他の啓発活動などの施策を講ずるよう定められました。

本市の外国人登録者数は、増加傾向にあり、令和4年(2022年)8月末現在で、14か国346人となっています。国籍別では、中国(45.1%)をはじめ、ベトナム(31.5%)やフィリピン(9.0%)などアジア地域が全体の9割以上を占めており、そのうち約4割が日章学園九州国際高等学校の留学生となっています。

また、えびの市は「地域から世界へ心開かれた人づくり」として国際交流の推進を掲げ、「えびの市国際交流センター」を拠点に、様々な講座やイベントにおいて、市民との交流を通じて、国際交流・国際理解を深め、豊かな国際感覚を備えた人材が育成されるよう取り組んでいます。

意識調査によると、外国人の人権について、「言葉、生活習慣、文化などの違いから、地域社会の受け入れが十分でない」(34.4%)とする回答が最も多く、次いで「わからない」(28.2%)、「病院や公共施設等に外国語による表示が少ない」(22.3%)などとなっています。

今後さらに多くの外国人が日本で暮らすと予想される中、外国人と日本人が、互いの文化や生活習慣の違いを認め合い、尊重し合い、助け合いながら共生できる地域社会の実現に努める必要があります。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

- 外国の文化や歴史について正しく理解し、異なる文化、宗教、生活習慣に対して、違いを認め合う態度を持ち、また外国人が抱える課題への理解を深めるなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育むための教育・啓発活動を推進します。

- 外国人がより暮らしやすい環境を実現するため、関係機関と連携を図り多文化共生の取組に努めます。

(2) 国際交流の機会の充実

「えびの市国際交流センター」を中核に、異文化体験講座や国際理解のための交流会、留学生との各種交流事業を推進し、市民が外国文化に身近に触れることができる機会の提供に努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病患者・新興感染症患者等の人権

【現状と課題】

HIV感染症^{*16}は、感染経路に限られる上、感染力も弱く、正しい知識に基づき日常生活を送る限りいたずらに感染を恐れる必要はありません。

しかしながら、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、患者や感染者が差別やプライバシーの侵害などを受けるといった人権問題が発生しています。医学の進歩などによって発症を遅らせたり、症状を緩和したりするなど長期にわたりコントロールすることが可能になっており、患者や感染者との共生について理解を深めることが大切です。

ハンセン病^{*17}は、感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも治療法が確立しており、また遺伝的な病気でもありません。

しかし、患者に対しては古くから施設入所を強制する隔離政策が行われてきました。平成8年(1996年)、らい予防法が廃止され、約90年にわたる強制隔離政策は終結しましたが、その結果、人間としての尊厳と権利を奪われ、その被害は家族・親族にも及びました。

また、平成13年(2001年)に熊本地裁において隔離政策について国の賠償請求を認める判決が下されましたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者・元患者等に対する損失補償や、名誉回復及び福祉の増進が図られることになりました。こうしたことから、名誉回復と福祉の増進を図るため、平成20年(2008年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。しかし、療養所入所者の多くは、強制隔離の期間が長期に及んだことや高齢化、社会の偏見や差別がいまだに存在することにより、社会復帰が困難な状況にあります。

令和2年(2020年)に世界的に感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別をはじめとする様々な人権問題が発生しました。このような状況を踏まえ、令和3年(2021年)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が制定され、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

意識調査によると、HIV感染者やハンセン病患者等の人権問題については、「病気に対する正しい理解を深めるための教育・啓発が不十分である」(29.7%)、「就職や職場で不利な扱いを受ける」(20.7%)となっている一方、「わからない」の回答率が高く37.2%となっています。これらの結果からわかるように、HIV感染者やハンセン病患者等に対しては、誤った知識や理解不足によるマイナスイメージが依然として見られ、正しく理解されていないのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害は、「感染者やその家族への誹謗中傷(61.5%)、次いで「医療従事者等に対する誤解や偏見」(30.4%)となっていることから、病気に対する知識の普及とともに、感染者等の人権に配慮した冷静な行動を呼びかけ、個人情報流出や誹謗中傷を防止することが重要です。

また、新型インフルエンザなど、今後、新しい感染症の発生に伴い、患者や家族などを社会から排除する動きが広がる恐れもあります。治療や予防といった医学的対応が不可欠なことはいうまでもありませんが、正しい知識に基づき偏見や差別意識の解消を図るなど人権

に対する配慮も必要です。

【施策の方向性】

- (1) HIV感染者・ハンセン病・新興感染症*¹⁸患者等への理解を深める啓発活動の推進
- HIV感染症に関する正しい知識を持って感染を予防し、患者や感染者に対する正しい理解に基づいて行動が取れるよう、関係機関と連携し啓発用ポスターの掲示やパンフレットの配付など啓発活動に努めます。
 - 県が実施する「ハンセン病療養所訪問事業」に参画するとともに、ハンセン病を医療や公衆衛生の面だけから捉えるのではなく、人権の視点からも捉え、二度と人権侵害を起こさないためにも、正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努めます。
 - 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に関して、人権侵害につながるものがないよう、正しい情報を発信するとともに、冷静な行動を促すような教育・啓発に努めます。
- (2) 学校等における健康教育の推進
- 児童生徒や保護者に対して、HIV感染症や新型コロナウイルス感染症などの感染症に対する正しい知識や理解を深め、偏見や差別意識を払拭し、人権尊重の精神を育てる教育を推進します。また保健指導や性に関する教育の充実を図るための教材などの資料作成や教職員研修に努めます。

〈用語の解説〉

*16 HIV感染症

ヒト免疫不全ウイルスの感染によって起こる疾患で、HIV感染症は、急性感染期、無症候性期、エイズ期の三つの病期に分けられます。エイズは、一般通称名として、HIV感染症と同義語に用いられていますが、正確には、HIV感染症の終末病像の病名です。

*17 ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染症です。以前は、らい病と呼ばれていました。感染力は非常に弱く、感染しても発病はまれであり、たとえ発病しても、現在の医学では適切な治療を行えば早期完治が可能です。後遺症を残すことは全くありません。

*18 新興感染症

最近新しく認識され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症です。

例：SARS（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザ、腸管出血性大腸菌など

8 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、周囲の根強い偏見や差別により、就職や住居の確保が困難になるなど社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。その結果、再び罪を犯してしまうこともあります。

また、刑を終えて出所した人ばかりでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。平成28年(2016年)には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪や非行をした人の再犯防止が国と地方自治体の責務として明記されました。刑を終えた人が、社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の理解と協力が必要です。

今後とも、えびの地区保護司会や関係機関・団体等と連携しながら啓発活動を進め、刑を終えて出所した人たちの社会復帰の支援に努めます。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

再犯防止推進計画に基づき、情報発信や「社会を明るくする運動」で、犯罪や非行の防止、犯罪をした人の更生について理解を深める活動を行い、地域で支え合えるよう支援を行います。

また、えびの地区保護司会などと連携を図り、相談対応や支援を行うとともに、社会復帰後も必要に応じて、相談対応などを行い継続的に支援します。

9 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

近年、犯罪被害者やその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の人権問題に対する社会的関心が高まりを見せています。犯罪被害者等は犯罪によって生命、身体などの危害といった直接的な被害に加え、マスコミの過剰な取材や周囲の人々の興味本位のうわさや心ない中傷等によりプライバシーが侵害されたりするなどの精神的被害（二次被害）に苦しんでいる状況があります。

こうしたことから、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成 16 年（2004 年）に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、平成 17 年（2005 年）には同法に基づき「犯罪被害者基本計画」が閣議決定され、現在、「第 4 次基本計画」に基づき、施策が推進されています。

県では、犯罪被害者の適切な支援を目的に、平成 16 年（2004 年）に社団法人「宮崎県犯罪被害者支援センター」（現在の公益社団法人「みやざき被害者支援センター」）が設立され、平成 28 年（2016 年）には「性暴力被害者支援センター・さぽーとねっと宮崎」を設立し、相談受付を開始しました。

また、令和 3 年（2021 年）には犯罪被害者等の支援を目的に「宮崎県犯罪被害者支援条例」が施行され、同条例に基づく「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」が策定されました。

意識調査では、犯罪被害者等に関する人権については、「マスコミ関係者の過度な取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受ける」（46.9%）が最も高く、次いで「周囲の人から無責任なうわさ話をされる」（38.5%）、「被害者に対する補償が十分でない」（29.3%）となっています。誰もが、ある日、思いもよらず犯罪被害者等になり得る恐れがあります。

市民の誰もが安全に安心して暮らす地域社会を実現するためには、犯罪の予防だけでなく、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止や生活の平穏への配慮など、犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について、市民の犯罪被害者等に対する理解を深めるため、広報・啓発や、支援体制の整備に努めます。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の重要性・必要性について理解を深めるよう、様々な機会を通して啓発活動に努めます。

(2) 相談・支援の推進

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携及び協力して、犯罪被害者等への相談・支援に努めます。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

高度情報化社会の進展に伴い、個人情報的大量に、そして広範囲にわたって収集・蓄積されたり、利用されたりしています。情報化社会は私たちの生活に便利さや豊かさをもたらした一方で、個人情報の内容に誤りがあったり、情報が本人の知らないところで収集・提供されたりといった、権利や利益を侵害する恐れを生じさせています。

個人情報の保護に関する関心が高まる中、平成 17 年(2005 年)、国は「個人情報の保護に関する法律」を施行し、事業者にも適正な個人情報の取扱いの義務が課せられました。

一方、インターネットの急速な普及に伴い、ネット上の掲示板やホームページに個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する内容の表現を掲載したり、個人情報が流出したりといった人権に関わる問題が頻発しています。インターネット上の書き込みは、不特定多数の利用者に向けた情報発信であることや発信者の匿名性、また、いったん流出した情報の削除は極めて困難です。

このような中、令和 3 年(2021 年)に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が改正され、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続(非訟手続)を創設するとともに、開示請求を行うことができる範囲の見直しが行われました。

さらに、近年では、子どものインターネット利用をめぐる様々な問題が起きています。ネット依存やいじめ、SNS を利用した性犯罪被害、違法ダウンロードなど、子どもが被害者や加害者になるなどの、トラブルも発生しています。これらのトラブルに対応するため、平成 15 年(2003 年)に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」、平成 21 年(2009 年)には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されています。そのほか、平成 26 年(2014 年)には、リベンジポルノ等の被害の発生や拡大を防止するため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

意識調査では、インターネットの人権侵害について、「他人を誹謗中傷する情報の掲載」(64.2%)、「プライバシーに関する情報の無断掲載」(49.1%)が問題だと答えています。日本国憲法に規定する表現の自由については、最大限の尊重を必要としますが、他人の人権を侵害する悪質な情報の掲載が許されるものではありません。情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて正しい理解が得られるための教育・啓発を推進し、情報社会にふさわしい正しい人権感覚を持つことが問われています。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市民一人ひとりが様々な情報を主体的に収集・選択し、発信できる能力(メディア・

リテラシー)を養うための教育・啓発を推進します。

(2) 学校等における情報モラルの育成

パソコンや携帯電話のネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」を含め、ネットワーク上での人権侵害、有害なサイト・情報の氾濫など、情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信における個人の責任について、児童生徒が学習する機会を設け、情報モラル、情報安全教育の充実を図ります。また、インターネット等の現状について、特に保護者の理解、知識が不十分であることから、インターネットの危険性について保護者に周知、教育を充実するとともに、有害サイトに接続させないようフィルタリング機能等の活用を促進します。

(3) 人権侵害事情への適切な対応

インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、法務局、警察等の関係機関と緊密な連携の下、迅速かつ適切な対応に努めます。

11 性的少数者の人権

【現状と課題】

LGBTQとは、レズビアン*19、ゲイ*20、バイセクシュアル*21、トランスジェンダー*22、クエスチョニング*23の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（性的マイノリティ）の人を表す言葉の一つとして使われています。LGBTQ以外にも、Xジェンダー*24、アセクシュアル*25、パンセクシュアル*26等様々な性的少数者の人が存在します。

また、最近では、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとったSOGI（ソジ）という言葉も使われるようになってきました。「SOGI」にはLGBTQの人たちも含まれますし、異性愛の人等も含め、すべての人が含まれているという考え方です。調査方法や調査対象によって数値は異なりますが、ある民間の調査によると国内人口の約8.7%（11人に1人）が性的少数者という結果が出ています。これは、左利きの人やAB型の人とほぼ同じ割合です。

近年、性的少数者を取り巻く環境は大きく変化し、徐々に関心が高まりつつあるものの、依然として社会の理解は進んでおらず、当事者はいまだに偏見や差別により、精神的苦痛を受けているほか、性的指向や性自認を理由とした解雇や、賃貸住宅への入居拒否など、社会生活においても困難な状況に置かれている現状があります。

こうした中、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、戸籍上の性別の変更が可能となりました。（平成20年（2008年）の改正法によって一部緩和）

平成4年（1992年）、世界保健機構（WHO）の「国際疾病分類」から「同性愛はいかなる意味においても治療の対象としてならない」として精神疾患リストから除外され、厚生労働省においても平成6年（1994年）から公式基準として採用されています。

文部科学省では、平成27年（2015年）に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知され、児童生徒の心情等に配慮した対応が求められています。

令和2年（2020年）に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」では、性的指向や性自認に関する侮辱的言動（SOGIハラ）やアウティング*27はパワハラであると明記され、本市においても「えびの市職員のハラスメント防止等に関する要綱」（令和3年（2021年）改正）のセクシュアル・ハラスメントの定義に「性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動を含む」と明記されました。

意識調査によると、性的少数者が周りにいるかという問いに対して、約9割の人が「いない」「わからない」と答えています。それは当事者がいないのではなく、差別や偏見を恐れて家族や、友人、知人にも言えず、周りがその存在に気づいていないだけかもしれません。

本市では、これまでも、性的少数者の方々の人権を配慮し、庁内の申請書等から性別記載欄の削除や人権セミナー、職員研修等で性的少数者の人権問題に関する講演会を実施してきました。

また、性的少数者の方々の支援の一つとして、令和3年（2021年）12月に「えびの市パートナーシップ宣誓制度*28」を開始したところです。

性的少数者の方々が、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見を受けることなく、安心して自分らしく暮らせるよう、市民一人ひとりが性の多様性について理解を深めるための人権教育を充実するとともに啓発活動や相談体制の充実に努める必要があります。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

性的少数者に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動に取り組み、正しい知識の促進に努めます。また、学校教育における子どもの支援として、教職員等への研修を実施し、児童生徒への適切な配慮に努めます。

(2) 相談体制の充実

性的少数者が抱える悩みや問題の解決に向け、関係機関・団体等と連携し、相談体制の充実に努めます。

〈用語の解説〉

- *19 レズビアン 女性として女性を好きになる人
- *20 ゲイ 男性として男性を好きになる人
- *21 バイセクシュアル 異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人
- *22 トランスジェンダー 出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人
- *23 クエスチョニング 性的指向や性自認が分からない・決めない・明確でない人
- *24 Xジェンダー 出生時に割り当てられた性別に関わらず、自認する性別を女性・男性と決めない、明確に決めない人
- *25 アセクシュアル 恋愛感情の有無に限らず他者に性的な興味関心を抱かない人
- *26 パンセクシュアル あらゆる人に恋愛、性的願望を抱く人
- *27 アウティング 本人の了解を得ずに、公にしている性的指向や性自認（SOGI）の秘密を暴露すること
- *28 えびの市パートナーシップ宣誓制度
一方、または双方が性的少数者である二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する制度です。

12 その他

このほかにも、アイヌの人々や北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、人身取引（トラッキング）、大災害に起因する人権問題など様々な人権問題があります。今後、社会経済情勢や社会構造、自然環境の変化に伴い、さらに多様化、複雑化する傾向にあり、新たな人権問題が表面化してくることも考えられます。

このような人権問題に対しても、正しい知識と理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための人権教育・啓発活動に努めます。

第5章 方針の推進

1 市の推進体制

本方針に関する施策について、その総合的かつ効果的な推進を図るため、「えびの市人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係課相互の緊密な連絡調整を行い、全庁的な取組を推進します。

2 関係機関・団体等との連携

人権教育・啓発を推進するに当たっては、国や県からの指導助言・支援を受けて関係機関・団体などと連携を取ることが必要です。また、県内各行政との共通理解を深め、本市が人権教育・啓発の推進に果たすべき役割を十分認識するとともに、積極的な働きかけを行います。

また、えびの市人権同和問題啓発推進協議会が中心となり、関係機関・団体などにより一層の連携、協力を行うことにより、効果的な研修・啓発が進められるよう協働していきます。

3 施策の点検及び方針の見直し

本方針は、「えびの市人権教育・啓発推進本部」のもと、その実施・進行状況を点検し、その結果を以後の施策に反映させるよう努めます。

また、国、県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、価値観の変化等による新たな課題に適切に対応するため、市民の人権に関する意識の状況を把握し、必要に応じて見直しを行います。

資 料

・世界人権宣言	40
・日本国憲法(抄)	46
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	50
・「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言に関する決議	53
・えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例	54
・えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱	55
・えびの市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿	56

世界人権宣言

【昭和23年(1948年)12月10日 第3回国連総会において採択】

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地

域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信

念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服す

る。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

公布 昭和21.11.3

施行 昭和22. 5.3

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権

利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規制の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求

があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収するものを明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方向の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にか

かわる民間団体等関係方面の意見を十分に踏まえること。

3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする。

4 人権施策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言に関する決議

同和問題は人類普遍の権利である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会的問題である。その早急な解決は、「同和対策審議会答申」に待つまでもなく、「国・地方公共団体の責務であると同時に国民共通の課題」である。

さらに1996年の地域改善対策協議会の意見具申は「同和問題など、様々な人権問題を一日も早く解決するように努力する事は、国際的な責務である。」と指摘している。

われわれは、このような認識に立って、当えびの市でも、鋭意同和対策事業を実施してきた。

しかしながら、心理的要因による部落差別の事象は跡を絶たず、いわれない差別によって耐えがたい苦しみを強いられている実態がある。さらには、障害者問題、いじめ等の人権上の課題は多い。

このため、えびの市議会は、部落差別解消と、あらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識する。

本年は、「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等である。」と声高らかに国際連合が世界人権宣言として謳い上げて53年になる。

引き続き国連は、1995年からの10年を「人権教育のための国連10年」と位置づけ世界人権宣言の理念の実現をめざしているが、我が国でも国連に呼応して「国内行動計画」を公表したところである。しかも、「男女共同参画社会基本法」や「人権教育及び人権啓発に関する法律」等、人権擁護に関する法律があいついで制定された。

本年は21世紀の幕開けである。人権と共生の世紀の始まりである。

この記念すべき年に、本市議会は改めて人間の尊厳を自覚し、すべてのえびの市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」事を表明し、ここに「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言を決議する。

平成13年12月21日

えびの市議会

えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例

(平成 30 年 3 月 27 日えびの市条例第 4 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめ障害、性別等による差別などあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより人権擁護の意識を高め、もって平和で明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、必要な施策を推進するとともに市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくするための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、あらゆる差別をなくすために必要な社会福祉の増進、人権擁護意識の高揚等に関する施策について市民及び各種関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、各種関係団体と協力しあらゆる機会をとらえて人権教育の推進を図るとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱

(令和3年7月21日えびの市告示第149号)

(設置)

第1条 えびの市における人権教育及び人権啓発の基本的方向について定めるえびの市人権教育・啓発推進方針を策定するにあたり、幅広く市民の意見を求めるため、えびの市人権教育・啓発推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、えびの市人権教育・啓発推進方針の策定に関して意見を述べる。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体の代表者

(2) その他市長が認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から方針の策定完了の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集してその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課人権啓発室において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

えびの市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿

(敬称略、順不同)

分野別等	氏 名	所属機関・団体等
社会教育部門	上 水 正 喜	えびの市社会教育委員委員長
学校教育部門	川 野 裕 二 日 高 康 州	えびの市小中学校校長会会長(令和3年度) えびの市小中学校校長会会長(令和4年度)
人権擁護部門	栗 坂 三 枝 子 野 間 和 則	都城人権擁護委員協議会えびの部会長(令和3年度) 都城人権擁護委員協議会えびの部会長(令和4年度)
保 健 部 門	吉 田 祐 典 長 友 和 也	小林保健所次長(技術)(令和3年度) 小林保健所次長(総括)(令和4年度)
企 業 部 門	藤 栄 勇 人	えびの市商工会事務局長
女 性 部 門	春 口 貞 子	えびの市地域婦人連絡協議会副会長
障がい者部門	上 野 芳 伸 田 内 四 朗	えびの市身体障害者福社会会長(令和3年度) えびの市身体障害者福社会会長(令和4年度)
高 齢 者 部 門	木 野 幸 典	えびの市高齢者クラブ連合会会長
外 国 人 部 門	田 内 四 朗	特定非営利活動法人えびの市国際交流協会理事長
同和問題部門	下 東 嘉 也 貴 嶋 誠 也	えびの地区部落解放共闘会議議長(令和3年度) えびの地区部落解放共闘会議議長(令和4年度)
更生保護部門	鶴 田 ミイ子	えびの市更生保護女性会副会長
社会福祉部門	益 山 憲 一	えびの市社会福祉協議会事務局長
公 募 委 員	堀 内 恵美子	

「えびの市人権教育・啓発推進方針改定版」

編集・発行：えびの市総務課人権啓発室

〒889-4292

えびの市大字栗下1292番地

TEL 0984-35-3711

FAX 0984-35-0401

HP:<https://www.city.ebino.lg.jp>

E-mail:somu@city.ebino.lg.jp